

「本町橋B A S E」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業  
連合体協定書【標準様式】



大希産業株式会社（以下「甲」という。）、一般社団法人水辺ラボ（以下「乙」という。）、株式会社GLORIA（以下「丙」という。）及び有限会社リゾートバンク（以下「丁」という。）は、複数の法人及びその他の団体等による連合体（以下「連合体」という。）を構成し、「本町橋B A S E」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業者募集（以下「募集」という。）で提案した事業提案に基づき、「本町橋B A S E」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業（以下「本事業」という。）を共同して推進するとともに、その円滑な実施を図るため、次のとおり連合体に係る協定（以下「本連合体協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本連合体協定は、甲、乙、丙及び丁が構成した連合体において、それぞれの責任や分担等、本事業を協働連帶して遂行するために必要となる事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 甲、乙、丙及び丁が構成する連合体は、本町橋BASE UCC 共同事業体（以下「当連合体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当連合体は、事務所を大阪市城東区今福東1丁目5番22号大希産業株式会社内に置く。

(存続期間)

第4条 当連合体は、令和2年1月7日に成立し、本事業の基本協定期間（本事業完了までの期間）まで存続するものとする。



(構成員の所在地及び名称)

第5条 当連合体の構成員は、次のとおりとする。

甲：大阪市城東区今福東1丁目5番22号 大希産業株式会社

乙：大阪市西区川口1丁目4番11号 一般社団法人水辺ラボ

丙：大阪市阿倍野区松崎町3丁目14番地22号 株式会社GLORIA

丁：大阪市中央区南船場2丁目7番地14号 大阪写真館3階 有限会社リゾートバンク

(運営委員会)

第6条 当連合体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

2 運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。

3 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営するものとする。

(代表者)

第7条 当連合体は、甲を代表者とする。

(代表者の権限と責任)

第8条 代表者は、運営委員会の決定に基づき、当連合体を代表して大阪市及び監督官庁と本事業に必要な協議並びに諸手続き等を行う権限を有するものとする。

2 代表者は、前項の規定に基づき行った協議並びに諸手続き等を構成員に対し、すみやかに通知しなければならない。

(構成員)

第9条 構成員は、甲、乙、丙及び丁とする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は協定書の締結及び本事業の実施において、必要となる協議及び諸手続き等について、代表者に協力しなければならない。

2 構成員は、第8条第2項で代表者が通知した事項について、すみやかに対応しなければならない。

3 構成員は、第4条で定めた存続期間中、各々連帶して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 構成員は、本連合体協定に基づく権利義務を構成員間で譲渡することはできない。ただし、第15条及び第16条に定める場合において、すべての構成員並びに大阪市が承諾した場合はこの限りではない。

(構成員の分担事業)

第12条 構成員は、各々分担して本事業を実施する。

2 構成員が分担する事業（以下「分担事業」という。）は別紙のとおりとする。

(共通費用の分担)

第13条 構成員は協定の締結及び本事業の実施において発生するすべての共通の費用等について、必要に応じ、運営委員会において構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員間の責任の分担)

第14条 各分担事業において、構成員が単独で大阪市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担を負うものとする。

2 各分担事業において、複数の構成員が大阪市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担割合等について当該構成員間で協議する者とする。

3 前項に規定する損害等にかかる負担割合等はについて協議が整わないときは、運営委員会に諮り、その決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条第3項に規定する連帶責任を免れるものではない。

(構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、第4条で定めた存続期間中、脱退することはできない。ただし、構成員が大阪市及び他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2 前項の規定により脱退した構成員がある場合、他の構成員が本事業を共同連帶して実施するものとする。

3 前項の場合における構成員間の責任の分担については、前条の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散等に対する措置)

第16条 構成員のいずれかが、存続期間中に破産又は解散する等により、分担事業を遂行することが困難となった場合、前条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(構成員の追加)

第17条 第4条で定めた存続期間中、大阪市及び他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、新たに構成員を追加することができる。

2 前項の規定により新たに追加した構成員は、本連合体協定並びに協定書を遵守しなければならない。

(連合体協定の変更)

第18条 本連合体協定を変更する必要がある場合は、大阪市及び他のすべての構成員の承諾を受け、内容を変更することができる。

(疑義等の決定)

第19条 本連合協定に定めのない事項又は本連合協定に関して疑義が生じたときは、運営委員会に諮り、大阪市の承諾を得て、定めるものとする。

本連合協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年1月7日

甲 (所在地) 大阪市城東区今福東1丁目5番22号  
(名称) 大希産業株式会社  
(代表者) 枝田 勘一郎



乙 (所在地) 大阪市西区川口1丁目4番11号  
(名称) 一般社団法人水辺ラボ  
(代表者) 武田 容子 (杉本 容子)



丙 (所在地) 大阪市阿倍野区松崎町3丁目14番22号  
(名称) 株式会社 GLORIA  
(代表者) 嵐原 正浩



丁 (所在地) 大阪市中央区南船場2丁目7番14号  
大阪写真館3階  
(名称) 有限会社リゾートバンク  
(代表者) 奥谷 崇



(第12条第2項関係)

分担事業

事業名	所有者	借主	事業運営	維持管理	管理責任	費用負担
にぎわい創造拠点・マリーナの整備事業	甲	—	委託	委託	甲	甲
駐車場の運用事業	—	—	甲	委託	甲	甲
公園の維持管理事業	—	—	乙・丙・丁	委託	乙・丙・丁	乙・丙・丁
にぎわい創造拠点・マリーナの維持管理・運営事業	甲?	乙・丙・丁	乙・丙・丁	乙・丙・丁	乙・丙・丁	乙・丙・丁
まちと水辺の連携事業	乙?	—	乙・丙・丁	乙	乙	乙・丙・丁
動力船事業	丙	—	乙・丙・丁	丙	丙	乙・丙・丁
人力船事業	丁	—	乙・丙・丁	丁	丁	乙・丙・丁
ボートホテル事業	乙・丙・丁	—	乙・丙・丁	乙・丙・丁	乙・丙・丁	乙・丙・丁

(別紙)